

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）財団補助金交付要綱

3 農振財地第 611 号

令和 4 年 3 月 22 日

8 農振財農第 42 号

令和 8 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、東京都内における持続可能性に配慮した農林水産業を実現しようとする都内農林水産業者等を支援する。そのために財団が定める農林水産物認証取得支援事業財団実施要綱（令和 4 年 3 月 22 日付 3 農振財地第 610 号）に基づいて、農業者及び農業者で構成する団体等の事業実施主体が農林水産物認証取得支援事業に要する経費につき、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第 2 条 対象とする認証、補助対象経費及び補助率は、補助事業者が農林水産物認証取得支援事業を実施するために必要かつ適当と認められる、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

（事業対象者）

第 3 条 事業対象者は、都内在住の農業者及び農業者で構成される団体、又は、都内に農地を有し、農業の専門科目を開講している農業高等学校等の教育機関とする。

（補助金の交付対象）

第 4 条 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）その他財団が必要とする書類を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 6 条 補助事業者は、前条の規定に基づく補助金の交付申請、第 10 条の規定に基づく申請の撤回、第 11 条の規定に基づく事業内容の変更等、第 12 条の規定に基づく事故報告、第 13 条の規定に基づく状況報告、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 16 条第 2 項の規定に基づく支払請求、又は第 23 条の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「補助

金申請システム」という。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 財団は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第9条の規定に基づく事情変更による取消し若しくは変更、第11条の規定に基づく承認、第12条の規定に基づく指示、第13条の規定に基づく要求、第14条第1項の規定に基づく遂行命令、同条第2項の規定に基づく停止命令、第16条第1項の規定に基づく通知、第17条第1項に基づく是正命令、第18条の規定に基づく取消し、第19条の規定に基づく返還命令、第20条の規定に基づく納付命令、又は第23条の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

(補助金の交付決定)

第8条 財団は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認める場合は、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助事業者に通知する。

2 財団は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 財団は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 財団は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(申請の撤回)

第10条 補助事業者は、第4条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内にその旨を記載した書面を財団に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、(2)に掲げる事項のうち、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を別表2の経費の区分の相互間において30パーセント以上増減変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (4) 補助事業完了日が完了予定年月日から3ヶ月以上延伸するとき

(事故報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により財団に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第13条 財団は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して遂行状況報告書(別記第4号様式)により、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第14条 財団は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

- 2 財団は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第5号様式)を、必要な書類を添えて、速やかに財団に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、第9条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第16条 財団は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第6号様式により補助事業者に通知する。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは速やかに補助金請求書(別記第7号様式)を1部財団に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 財団は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、それに適合させるための処置をとることを命じることができる。

- 2 第15条第1項の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準

用する。

（決定の取消し）

第 18 条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき
 - （3）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - （4）その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき
- 2 前項の規定は、第 16 条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第 19 条 財団は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第 20 条 補助事業者が、第 18 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第 1 項及び前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 21 条 補助事業者が補助金を 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する法律（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 24 条 財団は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整理保存)

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

(基金終了年度における取扱い)

第 26 条 補助事業者は、補助事業に係る財団の基金の終了年度については、終了年度の 3 月 31 日までに、補助事業を完了し実績報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（第 2 条、第 11 条関係）

対象とする農家認証
G L O B A L G . A . P .（フードプラス）
J G A P、A S I A G A P（日本 G A P 協会） ASIAGAP の新規審査及び更新審査の申込が令和 7 年 12 月 31 日をもって終了したため、令和 8 年度より農家認証の取得については対象外とする。
有機 J A S 認証（日本農林規格等に関する法律に基づく有機農産物の認証）

別表 2（第 2 条、第 11 条関係）

事業区分	対象経費	補助率
認証取得（初回審査、有機 J A S においては初回認証）	（１）有機 J A S 以外の農家認証 G A P 指導員によるコンサルタント経費 初回審査料 年間公示料 （２）有機 J A S 認証 有機 J A S 認証取得に必要な書類作成等に係るコンサルタント経費 登録認証期間が行う認証審査に係る審査料 認証登録料	1 / 2
維持審査、更新審査	（１）有機 J A S 以外の農家認証 維持審査料 更新審査料 年間公示料 （２）有機 J A S 認証 登録認証期間が行う維持審査又は更新審査に係る審査料 認証登録の継続に必要な手数料	
研修等	農家認証に関する研修、講習会の受講料等	

※個別認証のコンサルタント料は、最大 5 日分とし、旅費交通費も補助対象とする。

団体認証のコンサルタント料の上限は、団体の規模に応じて東京都と財団が協議のうえ決定する。

※消費税については、補助対象経費に含まないものとする。

別記
第1号様式（第5条関係）

番号
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

申請者住所
氏名 印

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金交付申請書

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）財団補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容及び経費

事業内容	事業区分	経費区分	事業費 (A+B+C)	内 訳			備 考
				補助金 (A)	自己資金等 (B)	消費税 (C)	
農家 認証	認証取得 (初回審査)	審査料 年間公示料 認証登録料 コンサルタント料	円	円	円	円	
	維持審査 または 更新審査	審査料 年間公示料 登録継続に要 する手数料					
研修等	研修等	受講料等					
合 計							

2 事業完了予定年月日
年 月 日

* 電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます

別記

第2号様式（第8条関係）

番号

年 月 日

申請者住所

氏名 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理 事 長

印

年 月 日付をもって交付申請のあった農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）財団補助金については、下記により交付する。

記

第1 交付金額

金 円

第2 補助事業の内容

補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

第3 補助事業に要する経費の配分等

補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の配分額は、別表のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

第4 通則

補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）財団補助金交付要綱（令和4年3月22日付3農振財地第611号）の定めるところに従わなければならない。

第5 事情変更による決定の取消し等

- 1 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合に限る。
- 3 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対し

ては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

(1) 補助事業の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

4 3の規定による補助金の額の3の(1)又は3の(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

第6 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、(2)に掲げる事項のうち、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費を区分相互間において30パーセント以上増減変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業完了日が完了予定年月日から3ヶ月以上延伸するとき。

第7 状況報告

財団は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して遂行状況報告書(別記第4号様式)により、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

第8 事故報告

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び状況を書面により財団に報告し、その指示に従わなければならない。

第9 遂行命令等

1 財団は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、財団は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第5号様式)を、必要な書類を添えて、速やかに財団に提出しなければならない。第6の(3)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

第11 補助金の額の確定

1 財団は、第10の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第6号様式により補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは速やかに補助金請求書(別記第7号様式)を1部財団に提出しなければならない。

第12 是正のための措置

1 財団は、第 11 の 1 の規定による調査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれらに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

2 第 10 の規定は、1 の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

第 13 決定の取消し

1 財団は、補助事業が次の各号のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他、この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 1 の規定は、第 11 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

第 14 補助金の返還

1 財団は、第 5 又は第 13 の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 財団は、第 11 の規定により補助事業者が交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 15 違約加算金及び延滞金

1 財団が第 13 の 1 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、第 14 の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

2 財団が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

3 1 及び 2 の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

第 16 違約加算金の計算

1 補助事業者が補助金を 2 回以上に分けて受領している場合における第 15 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第 15 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 17 延滞金の計算

第 15 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 18 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する法律（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

第 19 他の補助金等の一時停止等

財団は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対し、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時中止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 20 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

第 21 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後 14 日以内に、その旨を記載した書面を財団に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

別記
第 2 号様式（第 8 条関係）別表

（単位：円）

事業内容	事業区分	経費区分	補助金配分額
合計			

別記

第3号様式（第11条関係）

番号
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

申請者住所
氏名 印

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金変更に係る
事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号による農林水産物認証取得支援事業（農家
認証取得支援事業）補助金の交付決定に係る事業を下記の通り変更（中止・廃止）したいの
で、申請します。

記

変更の内容及びその理由
（中止の期間（廃止の時期）及びその理由）

＊電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます

別記

第 4 号様式（第 13 条関係）

番号
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

申請者住所
氏名 印

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金遂行状況報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた農林
水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金に係る遂行状況を別紙のとおり報告し
ます。

＊電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます

別記
第5号様式（第15条関係）

番号
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

申請者住所
氏名 印

農林水産物認証取得支援事業補助金事業（農家認証取得支援事業）実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金に係る事業を完了したので、別紙のとおり報告します。

記

1 事業の実績

事業内容	事業区分	経費区分	事業費 (A+B+C)	内 訳			備 考
				補助金 (A)	自己資金等 (B)	消費税 (C)	
農家 認証	認証取得 (初回審査)	審査料 年間公示料 認証登録料 コンサルタント料	円	円	円	円	
	維持審査 または 更新審査	審査料 年間公示料 登録継続に要 する手数料					
研修等	研修等	受講料等					
合 計							

2 事業完了年月日
年 月 日 （認証書の発行日、維持審査合格の通知を受けた日など）

- [別紙 必要書類]
- 1 【認証取得・更新審査の場合】取得・更新した認証書の写し
 - 2 【維持審査の場合】審査合格通知（メールの本文、FAX など）の写し
 - 3 【研修等の場合】研修等を受講したことを示す書類の写し
 - 4 補助対象経費の内訳が分かる書類（請求書など）の写し
 - 5 補助対象経費を支出したことを示す領収書等（ATM 伝票、通帳）の写し
- * 電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます

別記
第 6 号様式（第 16 条関係）

番号
年 月 日

申請者住所
氏名 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 印

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度農林水
産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金については、 年 月 日付
をもって提出された実績報告書を審査した結果、その成果が当該補助金の交付決定の内容及びこ
れに付した条件に適合するものと認められるので、その額を金 円に確定する。

別記

第7号様式（第16条関係）

番号
年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

申請者住所

氏名

電話番号

印

農林水産物認証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金請求書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた農林水産物認
証取得支援事業（農家認証取得支援事業）補助金 円を請求します。

記

1 補助金の振込先

- ・支払金口座情報登録依頼書にて登録した預金口座
- ・別添の納付書による（公立教育機関）

2 添付書類

- ・支払金口座情報登録依頼書（過去2年以内に提出された場合は不要）

* 電子情報処理組織による提出の場合には押印を省略できます